

## 審 査 基 準

令和 5 年 9 月 1 日作成

法 令 名	：大規模地震対策特別措置法施行規則
根 拠 条 項	：第6条の3第1項
処 分 の 概 要	：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）	：青森県知事、青森県公安委員会
法 令 の 定 め	： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の3第2項
審 査 基 準	： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間	：14日
申 請 先	：警察本部（交通規制課）又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（交通第二課、交通課）
問 合 せ 先	：警察本部交通規制課規制第二係（017-723-4211 内線5174, 5178）
備 考	：